

※ 地域女性活躍推進交付金が計上されている予算案は、現在国会において審議されています。現時点では、政府案を前提とした準備行為であり、今後、変更があり得ることに御留意ください。また、第4に記載の令和6年度補正予算の繰越しについても、財務当局と協議中のため、今後、変更があり得ることに御留意ください。

地域女性活躍推進交付金公募要領（案）

第1 交付金の目的

地域女性活躍推進交付金（以下「本交付金」という。）は、都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）（以下「市町村等」という。）が、地域の実情に応じて行う女性の活躍推進に資する取組を支援することにより、地域における関係団体の連携を促進し、地域における女性の活躍を迅速かつ重点的に推進することを目的とします。

第2 本交付金の対象となる事業

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）第6条第1項の規定に基づく都道府県推進計画又は同条第2項の規定に基づく市町村推進計画の策定又は策定に先行して行う、推進計画に位置付けられ、又は位置付けられる見込みの事業であり、地域における関係団体・企業等が連携した上で行う、次に掲げる取組を実施するための事業（以下「本事業」という。）を交付の対象とします。なお、本事業においては、1から3までの全ての取組を実施していただくか、4から7までのいずれかの取組を実施することが必要です。また、4から7までについては、推進計画を策定していない市町村等も対象とします（ただし、2、4から7までに掲げる取組例は、あくまで事例であり、交付金の目的に沿って、地域の創意工夫により自由に提案していただくことが可能です。）。

また、事業の実施に当たっては地域女性活躍推進交付金実施要領（以下「実施要領」という。）第5に規定する要件を満たす必要があります。

1 域内における女性の活躍推進に関する施策についての実施計画の策定

（活躍推進型）

2 1の実施計画に基づく女性の活躍推進に資する取組の実施

【取組例】

（1）地域における女性の職業生活における活躍推進のための取組

ア 女性登用の目標を掲げて取り組む企業の募集・公表・顕彰等の企業の自主的な取組を促す仕組みの構築

イ 女性の役員への登用を促進するための、

① 企業経営者を対象としたセミナー等の開催

② 女性役員育成研修の開催や企業の枠を超えた女性役員及び女性役員候補者ネットワーク作り支援 等

ウ 女性の管理職への登用を促進するための、

① 中小企業の経営者や人事労務担当者を対象としたセミナーの開催

② キャリアアップ研修の開催や企業の枠を超えたネットワーク作り支援 等

エ 女性が今後のキャリアプランを考えるための分析ツール（分析シート等）の

作成

オ 女性の多様な働き方を推進するための、

- ① 託児付きサテライトオフィスやシェアオフィスの開設
- ② 女性の起業・創業や事業継続を支援するための相談会
- ③ 在宅ワーカー養成研修の実施
- ④ 企業向けテレワーク導入支援（アドバイザー派遣等）
- ⑤ 在宅ワーカーや起業女性と企業とのマッチングイベント等の開催 等

カ 地域において様々な分野で活躍する女性ロールモデル情報の提供（消防吏員、運輸業、土木業、建築業、林業、水産業、理工系研究者・技術者等）、女性ロールモデルとの交流会、研修会の開催、メンター制度の創設、等

キ 男性の働き方改革を含め職場全体の意識改革等に取り組む男性リーダーや男性管理職のロールモデル等の情報発信等（組織トップによる「地域版男性リーダーの会（仮称）」などを通じた情報発信・ネットワーク化、若手従業員との交流会等）

ク 地域の大学・専門学校等を活用した、女性の学び直しに関する、

- ① 地域のニーズに即したプログラム作成
- ② 企業における、学び直し一時休職制度等の人事制度作り支援
- ③ 学び直しプログラムを終了した女性と企業とのマッチングやインターンシップ制度等の枠組み作り支援

ケ 女性の起業、就業等を支援するための男性の家事育児参画として、

- ① 夫婦間の家事等の分担に関するワークショップ（「〇〇家作戦会議」の活用等）の開催
- ② 男性の育児休業取得を支援するための取組（男性向け地域内メンター制度・ロールモデル提示等、企業向けアドバイザー派遣・セミナー開催・事例共有等）

等

（２）女性活躍推進のためのワンストップ支援体制の整備に向けた下記の事業

ア 必要な人に分野横断的な情報（就労、起業・創業、子育て支援、教育、福祉等）を提供するワンストップ相談窓口の設置

イ 活躍したい女性の掘り起こしから、学び直し、キャリア形成、活躍を得た後の支援まで、活躍のステージ、時間軸に応じた総合的な支援の実施

（３）女性活躍推進法に基づく協議会等を活用した継続就業を支援する仕組みづくり

ア 育休代替要員の確保等による中小企業等における育児休業の取得促進に向けた仕組みづくり

イ 短時間勤務者も含め適切な人事評価を実施するための、評価システム導入支援

ウ 地域のニーズを踏まえ、女性が継続就業しやすい環境づくりの検討、試行

（４）地域における女性の職業生活の活躍に関連して、必要となる地域における女性活躍に関連する事業のうち、先進的、先駆的なもの

ア 育児・介護等の経験をいかした地域活動への参画等の取組

イ 地域防災において女性のリーダーシップを推進するための取組

ウ 地方議会における女性の参画を拡大するための取組

エ 地域における若年層の女性が抱える問題を支援するための取組（地域向け啓発事業、支援者間の連携体制の構築、若年女性向け学習支援・社会参加支援・就業支援等）

(5) 都道府県が推進計画未策定市町村を対象に実施する推進計画策定支援（未策定市町村向けアドバイザーの派遣、セミナー開催等）

等

3 1 及び 2 の実施による効果の検証及び今後の課題の整理

(デジタル人材・起業家育成支援型)

4 女性のデジタル人材育成や起業家育成を支援する取組の実施

注：ただし、本取組について、次の観点のいずれかを含んでいること。

- ・事業実施に当たって、ジェンダーの視点を踏まえ、地方公共団体の経済部局や商工会議所等との連携・協働すること。
- ・デジタル人材・起業家の育成だけではなく、就労・起業までつながることを目指すこと。
- ・雇用に関わり付く割合等に関し適切な重要業績評価指標（KPI）を設定の上、事業効果が高いと見込まれること。

等

【取組例】

- (1) デジタル人材の育成から雇用先の提供までを一連の流れとして提供するコンソーシアム形式等により就労に直結するマッチング支援等
- (2) 女性起業家のネットワーク・ノウハウ不足の解消に係る伴走型支援のための取組（ネットワークの構築や創業コーディネーターによる相談支援等）
- (3) デジタルを活用して仕事をする人材へとステップアップするための取組（セミナー開催等）
- (4) デジタルスキル標準やITパスポート試験の活用促進につながる取組
- (5) 地域の女性が自らのライフスタイルに合った希望どおりの働き方を選択するため、多様化する就労形態に関する知識の向上を目的としたセミナー等の取組

等

(寄り添い支援型プラス)

5 社会参画や就労等へつなげたり、社会との絆・つながりを回復できるよう、様々な課題・困難・不安を抱える女性への支援に関する取組の実施

【取組例】

- (1) 様々な課題・困難を抱える女性で、社会参画や就労に向けて、女性差別やハラスメント等による悩み、トラウマ等を抱え、特に心理面での寄り添った支援が必要な、社会参加や就業ができていない女性（無業者）を対象とした支援のための取組
ア 多様な課題・困難に向き合う、寄り添った相談のため、心理面等専門知識を考慮して、カウンセラー、臨床心理士等、専門相談員による相談の開設・設置
イ 女性特有の困難・課題について相談者の話に傾聴した対応が可能となるよう、相談体制の拡充整備
ウ 相談スタッフ、職員を対象とした専門知識等を身に付けるためのセミナー、研修等の実施
エ 電話・面談以外の手段として、メールやSNSを活用した補足的な相談体制の整備
- (2) 様々な課題・困難を抱える女性からの相談を受け、適切な福祉施策・自立支援施策・就業支援施策へつなぐこと等による関係機関との連携、連携後の適切なフォローアップや継続的相談

- ア 様々な相談内容に対応して必要な施策につなげていくことができるよう、関係機関と連携する場・会合等の拡充や充実
- イ 他機関へ連携した後の相談者へのフォローアップ、継続的な相談の対応
- (3) 様々な課題・困難を抱える女性に特化した自立支援・意識向上のため講座・実習等、社会とのつながりの回復・就業に向けた寄り添った支援
 - ア 社会復帰に向けて対象者等が集まることでできる居場所の確保等の実施
 - イ 社会生活、集団活動等に慣れるための講座
 - ウ 自立支援につながる等の講座や研修
 - エ 就業に慣れるためのジョブカフェ等の運営
 - オ 上記の講座、研修等への参加募集のために一体で行う周知活動
- (4) 様々な課題・困難を抱える女性を対象とした相談に関し、その実態を把握するための調査等
 - ア 相談業務を委託している事業者には電話による相談内容を整理分析させることで、様々な課題・困難を抱える女性の実態を明らかにする調査
 - イ 社会へのつながりに困難を抱える無業者の女性を対象として、民生委員等の関係機関の協力を得ながら、生活実態、生計の収入、就業経験、各種保険制度の加入状況等の質問を行うことで、その地域における様々な課題・困難を抱える女性の実態を把握するとともに、相談を行う上での基礎資料として活用するための情報の整理。
- (5) 新型コロナウイルス感染症の影響により、不本意に退職や収入減になった女性、苦境に陥った女性など様々な課題・困難を抱える女性を重点的に支援する上記(1)から(4)までの取組例に準拠した取組
- (6) 不安を抱える女性に対し、相談者の状況を勘案し、当事者の自宅等、当事者が希望する場所に対応するアウトリーチ型支援(訪問支援)を含めた相談
- (7) 不安を抱える女性に対し、絆・つながりを回復できるようにするための居場所の提供((5)及び(6)の取組の対象となる女性に必要な生理用品等の生活必需品の提供も含む。)
- (8) 悩みの解消や他人との信頼関係、基本的生活習慣の立て直し、将来に対する目標設定など、不安を抱える女性への寄り沿った相談には、その状況に対して一定スキルを持った人材の育成・養成が必要であり、そうしたノウハウを有するNPO等から経験あるスタッフを派遣して地方公共団体や公的機関の職員等に向けた講座、研修
- (9) 不安を抱える女性が社会との絆・つながりを回復することができるよう、上記(6)から(8)までの取組例に準拠した取組

等

(つながりサポート型)

- 6 不安を抱える女性が社会との絆・つながりを回復することができるよう、特定非営利活動法人等の知見や能力を活用し、主たる事業を特定非営利活動法人等に委託する事業において、アウトリーチ型支援(訪問支援)や居場所の提供、当該女性を支援する人材の育成・養成などの取組の実施

注：ただし、総事業費に占める特定非営利活動法人等に対する委託料の割合が3/4以上である場合に限る。

【取組例】上記5の例。

(男性相談支援型)

7 男性の望まない孤独・孤立の悩みなどに係る男性相談支援の取組の実施

【取組例】

- (1) 男性の望まない孤独・孤立の解消のため、家庭・介護等に係る悩みを抱える男性を対象とした支援の取組
 - ア 家庭・介護等に係る多様な悩みに向き合う、寄り添った相談のため、心理面等専門知識を考慮して、カウンセラー、臨床心理士等、専門相談員による相談の開設・設置
 - イ 男性の孤独・孤立について相談者の話に傾聴した対応が可能となるよう、相談体制の拡充整備
 - ウ 相談スタッフ、職員を対象とした専門的知識等を身に付けるためのセミナー、研修等の実施
 - エ 電話・面談以外の手段として、メールやSNSを活用した補足的な相談体制の整備
- (2) 男性の生き方に関することや経済的困窮等に関する悩みで困っている男性を対象とした相談支援の取組

第3 応募団体の要件

本事業の応募団体は市町村等とします。市町村等にあつては、当該団体における男女共同参画計画を既に策定している又は策定することが確実であつて、かつ、地域経済団体、地域金融機関、農林水産団体、国の機関、教育機関、NPO等と連携して本事業を実施してください。

ただし、本要領第2の4から7までに係る事業については、男女共同参画計画又は推進計画を策定していない市町村等も対象とします。

なお、都道府県は、事業を円滑に実施するため市町村と協力し、事業成果が域内に広く周知されるよう努めてください。

また、市町村においては、地域における経済活動の広がりを踏まえ、原則、他の地方公共団体と連携して本事業を実施してください。

第4 交付金の交付額

1 本要領第2の1から3に係る事業

(1) 令和6年度補正予算

本交付金の交付額は、都道府県事業は800万円（注）を、市町村事業は政令指定都市は1市につき500万円、それ以外の市町村は1市町村につき250万円を上限とし、事業費の2分の1を交付します。

令和6年度補正予算に係る事業は、本交付金の対象となる事業のうち早期着手及び政策連携により早期に効果が見込まれるものを対象として、予算の範囲内で交付します。

(2) 令和7年度予算

本交付金の交付額は、都道府県事業は800万円（注）を、市町村事業は政令指定都市は1市につき500万円、それ以外の市町村は1市町村につき250万円を上限とし、事業費の2分の1を交付します。

（注）都道府県が以下の事業を実施する場合においては、交付上限を1,000万円とします。

① 女性役員の育成に係る事業

- ② 推進計画未策定市町村を対象とした女性活躍推進に関連した先進的な事業又は推進計画策定支援事業

2 本要領第2の4に係る事業

(1) 令和6年度補正予算

本交付金の交付額は、都道府県事業は1,200万円を、市町村事業は政令指定都市は1市につき750万円、それ以外の市町村は1市町村につき375万円を上限とし、事業費の4分の3を交付します。

令和6年度補正予算に係る事業は、本交付金の対象となる事業のうち、早期着手及び政策連携により早期に効果が見込まれるものを対象として、予算の範囲内で交付します。

(2) 令和7年度予算

本交付金の交付額は、都道府県事業は1,200万円を、市町村事業は政令指定都市は1市につき750万円、それ以外の市町村は1市町村につき375万円を上限とし、事業費の4分の3を交付します。

3 本要領第2の5に係る事業

(1) 令和6年度補正予算

本交付金の交付額は、都道府県事業は800万円を、市町村事業は市及び特別区は1地方公共団体につき800万円、町村は1地方公共団体につき500万円を上限とし、事業費の2分の1を交付します。

令和6年度補正予算に係る事業は、本交付金の対象となる事業のうち、早期着手及び政策連携により早期に効果が見込まれるものを対象として、予算の範囲内で交付します。

(2) 令和7年度予算

本交付金の交付額は、都道府県事業は800万円を、市町村事業は市及び特別区は1地方公共団体につき800万円、町村は1地方公共団体につき500万円を上限とし、事業費の2分の1を交付します。

4 本要領第2の6に係る事業

(1) 令和6年度補正予算

本交付金の交付額については、1市町村等につき、1,125万円を上限とし、事業費の4分の3を交付します。

令和6年度補正予算に係る事業は、本交付金の対象となる事業のうち、早期着手及び政策連携により早期に効果が見込まれるものを対象として、予算の範囲内で交付します。

(2) 令和7年度予算

本交付金の交付額については、1市町村等につき、1,125万円を上限とし、事業費の4分の3を交付します。

5 本要領第2の7に係る事業

(1) 令和6年度補正予算

本交付金の交付額は、都道府県事業は800万円を、市町村事業は市及び特別区は1地方公共団体につき800万円、町村は1地方公共団体につき500万円を上限とし、事業費の2分の1を交付します。

令和6年度補正予算に係る事業は、本交付金の対象となる事業のうち、早期着手及び政策連携により早期に効果が見込まれるものを対象として、予算の範囲内で交付します。

(2) 令和7年度予算

本交付金の交付額は、都道府県事業は800万円を、市町村事業は市及び特別区は1地方公共団体につき800万円、町村は1地方公共団体につき500万円を上限とし、事業費の2分の1を交付します。

第5 事業実施期間

本事業の事業実施期間は、財務当局の承認を得ることを前提として、交付決定日から令和8年3月31日までとします。

第6 交付金の交付の対象となる経費

交付金の交付の対象となる経費は、第2に掲げる事業の実施に直接必要となる経費のうち、別表に定めるものとしますが、以下の点に御注意ください。

- 1 申請に当たっては、所要事業費を算出いただきますが、実際に交付される交付金の金額については、交付対象経費等の精査により減額することがあります。
- 2 本事業により収益が生じた場合は、その収益に相当する額を減額して交付します。
- 3 申請額は千円単位で計上することとします。
- 4 本交付金の支払は、事業終了後の精算払を原則とします。

第7 交付金の交付対象とならない経費

- 1 事業実施に直接関連のない経費
- 2 交付金の交付決定前に支出される経費
- 3 事業実施期間中に発生した事故・災害の処理のための経費
- 4 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 ※
(※ 補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいいます。）
- 5 事業終了後も利用可能な汎用性の高い備品に係る経費
- 6 本事業以外に国、地方公共団体等から財政的支援を受けている取組に係る経費（ただし、本事業部分とその他財政的支援を受けて実施する事業部分の明確な区分がなされ、一体的に実施することで相乗効果が期待される場合は、この限りではない。）

第8 申請書類の作成及び提出

本事業への応募を希望する市町村等は、以下の申請書類を作成し、提出期限までに下記の提出先に電子的な手段により送付してください。（市区町村においては、都道府県を経由して提出していただきます。）

1 申請書類

(1) 【別紙様式】地域女性活躍推進交付金事業実施計画書（以下「計画書」という。）

(2) 関係する添付書類

2 提出期限

令和7年2月17日（月）17時（必着）

※提出期限後、予算の範囲内で追加募集を行う際には、改めて連絡します。

3 提出先

〒100-8914 東京都千代田区永田町 1-6-1

内閣府男女共同参画局総務課（交付金担当）

メールアドレス jyosei.koufukin@cao.go.jp

4 本事業の内容、申請書類の作成等に関する問合せ方法

お問合せは、メール（メールアドレスjyosei.koufukin@cao.go.jp。お名前、所属、電話番号を明記してください。）にて受け付けます。受付後、総務課から電話又はメールで御連絡します。なお、3日（土日祝日を除く）以上経過しても総務課から連絡がない場合は、お手数ですが総務課（TEL 03-6257-1355）までお問い合わせください。なお、来訪によるお問合せは御遠慮ください。

5 申請書類提出に当たっての注意事項

- （1）計画書は、様式に沿って作成してください。
- （2）申請書類の虚偽の記載、不備等がある場合は審査対象外となる場合があります。
- （3）本要領第3の応募団体の要件を満たさない者が提出した申請書類は、無効とします。
- （4）申請書類の作成及び提出にかかる費用は、応募団体の負担とします。
- （5）提出後の申請書類については、原則として、資料の差し替え等は不可とし、採用、不採用にかかわらず返却はいたしません。
- （6）申請書類をメール送信する際は、「地域女性活躍推進交付金実施計画書の送付（〇〇県（都道府））」と件名に記入の上、書類一式を送付してください。（容量等の関係で一括送信ができない場合は整理番号を付して送信してください。）
- （7）提出書類については、秘密保持に十分配慮するものとし、応募審査以外には無断で使用いたしません。

第9 審査ヒアリング

計画書の審査に当たり、必要に応じて申請者からの申請書類の内容についてヒアリングを行うことがあります。

第10 交付金交付候補者の選定

1 審査の手順

提出された申請書類について、総務課等において書類確認、事前整理等を行った後、選定審査委員会において、2の審査の観点から、3の審査の基準に基づき審査を行った上で、予算の範囲内で、本交付金の交付を受け得る都道府県（以下「交付金交付候補者」という。）を男女共同参画局長が選定します。

なお、書類確認においては、提出された申請書類の内容等の確認及び当該公募要領に基づく応募要件を満たしているかの確認を行い、必要に応じて申請者に問合せをいたします。なお、応募要件を満たしていないものについては、以降の審査の対象から除外します。

2 審査の観点

審査は、採択要件に関する取組内容など、事業内容、実施方法及び事業の効果等を勘案して総合的に行います。

3 審査の基準

事業内容、実施方法及び事業の効果については、以下の項目について審査するものとします。

(1) 交付金の目的に沿った効果の発現性

地域における現状や課題を踏まえて、地域の実情に応じて行う女性の活躍推進に結び付く効果的な取組が実施されることにより、地域における女性の活躍の迅速かつ重点的な推進に資するものとなっているか。

(2) 事業の新進性、新規性

地域の発意に根差した先導的な事業としての先進性、新規性があるか。

なお、継続による効果が認められる場合には、この限りではない。また、先進性、新規性が認められる事業について、優先的に採択するものとし、既に本交付金により実施した事業の継続事業については、予算額の範囲内で審査する。

(3) 効果的な実施計画の策定、事業実施環境の整備

事業効果の発現が期待できる具体的な実施計画となっているか、事業の実施に当たり、連携する関係団体・企業等間の役割分担が明確になっており、事業成果の出る連携体制となっているか。

(4) 事業成果の波及性

事業成果の地域内の他団体又は他地域への波及が期待できるかどうか。

(5) 事業効果の継続性

事業実施後も、持続的な活動として地域に定着することが見込まれるか。

4 審査結果の通知

申請者より提出された計画書が選定された場合は採択通知書を、不採択の場合は不採択通知書を申請者宛てに発出します。

採択通知書の発出に当たっては、審査結果に基づいて、交付申請等に当たり内容を修正すること等の条件を付することがあります。

なお、採択通知書は、申請者に対し、交付金交付の候補者となった旨お知らせするものであり、交付金の交付は、別途、必要な手続を経て正式に決定されることになります。

採択通知書を受けた方の辞退などがあった場合は、これに伴い、不採択通知書を受けた方に採択通知書を通知する場合があります。その際は、事前に該当する方に御連絡いたします。

5 留意事項

(1) 交付金交付候補者については、内閣府男女共同参画局ホームページで公表します。

(2) 選定審査委員会の議事及び審査内容については、非公開とします。また、交付金交付候補者の決定に係わる審査等の経過、審査結果等に関するお問合せにはお答えできませんので、あらかじめ御了承ください。

第11 交付決定に必要な手続等

交付金交付候補者は、国の指示に従い速やかに、地域女性活躍推進交付金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に基づき、交付金の交付を受けるために提出することとなっている交付申請書を指定する期日までに提出していただきます。交付申請書を審査した後、問題がなければ交付決定通知を発出します。

なお、交付申請書の内容については、審査結果等に基づいて修正していただくことがあります。

第12 今後のスケジュール

1月22日（水） 公募開始（内閣府）

- 2月17日（月） 公募締切（内閣府）
- 3月中旬 審査結果の通知（内閣府）
- 3月下旬 交付申請書の提出（交付金交付候補者）
- 4月上旬 交付決定通知の発出（内閣府）（決裁終了次第）【予定】

※予算の範囲内で追加募集を行う際には、改めて連絡します。

第13 都道府県及び市町村の責務等

都道府県及び市町村は、事業の実施及び交付される交付金の執行に当たって、以下の条件を守っていただきます。

1 事業の推進

都道府県及び市町村は、交付要綱及び実施要領等を遵守し、事業全体の進行管理、事業成果の公表等、事業の推進全般についての責任を負っていただきます。特に、交付申請書の作成、計画変更に伴う各種承認申請書の提出、報告書の提出等については、適時適切に行ってください。

2 交付金の経理

- （1）都道府県及び市町村は、交付を受けた交付金の経理に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び同法施行令（昭和30年政令第255号）等に基づき、適正に執行してください。
- （2）都道府県及び市町村は、本事業とそれ以外の活動に係る経理を明確に区分しておく必要があり、本事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備えるとともに、この収入及び支出についての証拠書類及び関係資料を整理し、一定期間整備保管しておく必要があります。
- （3）都道府県及び市町村は、交付金の経理状況を常に把握するとともに、交付金の使用に当たっては、公正かつ最小の費用で最大の効果が挙げられるように経費の効率的使用に努めてください。

第14 事業成果等の報告及び公表

事業成果及び交付を受けた交付金の使用結果については、本事業終了後、交付要綱等に基づき必要な報告を行っていただきます。また、内閣府男女共同参画局は、あらかじめ都道府県にお知らせした上で、報告のあった事業成果を公表できるものとします。

別表 交付金の交付の対象となる経費

区 分	経 費
1 報酬、給料及び職員手当等	会計年度任用職員等の報酬、給料、職員手当等
2 報償費	謝金
3 旅費	普通旅費、委員等旅費
4 需用費	消耗品費、車輛燃料費、食糧費（会議で供する茶等とし、懇親会等における飲食費用は含まれない。）、印刷製本費等
5 役務費	通信運搬費、筆耕・翻訳費、広告料等
6 委託料	コンサルタント等の委託料 ※1 本要領第2の6の事業については、特定非営利活動法人等への委託料とする。 ※2 委託料に含めることができる経費は、本表の経費区分に準じ、第2の6及び7の事業については改修費（軽微なものに限る。）を含む。
7 使用料及び賃借料	会場、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
8 備品購入費	施策の実施に最低限必要な事業用機械器具等の購入費（ただし、50万円未満のものに限る。）
9 報酬	相談員等の非常勤嘱託職員に係る経費（退職金、賞与その他の各種手当を除く。）
10 共済費等	共済組合負担金、社会保険料、損害保険料